

福島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求事件  
国側当事者・国(いわき税務署長)  
平成22年7月6日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	谷萩 陽一
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	いわき税務署長
被告指定代理人	中野 彩子
同	鈴木 浩一
同	徳光 雅健
同	斎藤 文雄
同	住永 剛
同	阿部 研二
同	鈴木 理香
同	岩淵 実
同	今春 哲也

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が平成18年10月20日付けで行った原告に対する平成15年9月3日相続開始に係る相続税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)のうち、課税額5億8862万4000円、納付すべき税額1億5244万9200円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、平成15年9月3日に死亡した乙(以下「被相続人」という。)の相続人である原告が、被相続人の相続に係る相続税(以下「本件相続税」という。)の申告をしたところ、処分行政庁から本件更正処分及び本件賦課決定処分を受けたことについて、上記各課税処分は、被相続人の株式会社A(以下「A」という。)及びB株式会社(以下「B」という。)に対する各貸付金債権の評価を誤り、その誤った額を基に税額の計算をしたものであり違法であると主張して、本件更正処分の一部の取消し及び本件賦課決定処分の全部の取消しを求めた事案である。

1 前提事実

当事者間に争いが無い事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実、当裁判所に顕著な事実は以下のとおりである。

(1) 相続の開始及び関係者等

ア 被相続人は、平成15年9月3日（以下「本件相続開始日」という。）に死亡した（当事者間に争いが無い。）。

イ 被相続人の法定相続人は、原告（当事者間に争いが無い。）、丙及び丁の3名（以下「原告ら」という。）である（甲1、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、被相続人の死後、被相続人が設立し代表取締役をしていたAの代表取締役に就任した。しかし、Aは、平成16年1月ころ、解散し、平成18年12月ころまでに、清算終了された（甲53、弁論の全趣旨。ただし、Aが清算をした事実については、当事者間に争いが無い。）。

エ 戊税理士（以下「戊税理士」という。）は、Aの設立後、その税務を担当していた者であり（当事者間に争いが無い。）、C（以下「C」という。）は、昭和58年ころから解散までの間、Aの従業員であった者である（甲7、56、原告本人、弁論の全趣旨）。

(2) 本件更正処分等に至る経緯

ア 本件相続税の申告

原告らは、本件相続税について、法定申告期限内である平成16年7月5日、処分行政庁に対し、相続税の申告書を提出した（甲1、弁論の全趣旨）。

原告は、別紙更正処分等経緯一覧表の「①申告」欄のとおり申告し（当事者間に争いが無い。以下、この申告を「当初申告」という。）、「相続税がかかる財産の明細書」（申告書第11表）には、貸付金として、Aに対する貸付金（以下「本件貸付金A」という。）とBに対する貸付金（以下「本件貸付金B」という。）を挙げ、本件貸付金Aの価額を1億1755万8553円、本件貸付金Bの価額を7500万円（平成12年4月14日付けの貸付金3000万円と同年5月27日付けの貸付金4500万円の合計額）と記載した（甲1、弁論の全趣旨）。

イ 更正の請求及び減額更正処分

原告は、土地評価等に誤りがあり、当初申告における申告納税額が過大であったとして、平成17年4月20日、処分行政庁に対し、別紙更正処分等経緯一覧表の「②更正の請求」欄のとおり記載した相続税の更正の請求書を提出した（当事者間に争いが無い。）。

これに対し、処分行政庁は、原告の更正請求には理由があると認め、平成17年5月10日付けで、別紙更正処分等経緯一覧表の「③減額更正」欄のとおり減額更正処分をした（当事者間に争いが無い。）。

ウ 過少申告加算税の賦課決定処分

その後、処分行政庁は、本件相続税に係る原告の申告について、①土地の評価誤り、②有価証券、預貯金、生命保険の権利及び未収金の申告漏れ、③本件貸付金Aの評価誤りがあることを原告に指摘した。原告は、平成18年2月13日、上記①及び②の指摘に基づき、処分行政庁に対し、別紙更正処分等経緯一覧表の「④修正申告」欄のとおり記載した相続税の修正申告書を提出した（甲2、弁論の全趣旨）。

処分行政庁は、上記修正申告に基づき、原告に対し、平成18年2月16日付けで、別紙更正処分等経緯一覧表の「⑤過少申告加算税の賦課決定処分」欄のとおり賦課決定処分を

した（当事者間に争いがない。）。

#### エ 本件更正処分等

処分行政庁は、上記修正申告について、土地の評価誤り及び本件貸付金Aの評価誤りがあつたとして、原告に対し、平成18年10月20日付けで、別紙更正処分等経緯一覧表の「⑥更正処分等」欄のとおりの本件更正処分及び本件賦課決定処分をした。本件更正処分の内訳は、別表1のとおりであり、土地の評価の算出根拠は、別表2のとおりである（当事者間に争いがない。）。

#### (3) 不服申立て等

原告は、平成18年12月19日、いわき税務署長に対し、本件更正処分等を不服として、異議申立てを行ったが、いわき税務署長は、平成19年3月15日付けで、原告の異議申立てを棄却した（当事者間に争いがない。）。

さらに、原告は、平成19年4月16日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分等についての審査請求を行ったが、国税不服審判所長は、平成20年4月1日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし、同決定の謄本は、同月11日、原告に送達された（当事者間に争いがない。）。

そこで、原告は、平成20年10月8日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。なお、原告は、本件貸付金A及び本件貸付金B以外の本件相続税に係る相続財産の価額については争っていない（弁論の全趣旨）。

#### (4) 貸付金債権に関する財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56、直（審）17による国税庁長官通達。ただし、平成15年12月10日付け課資2-24ほかによる改正前のもの。以下「評価通達」という。）の内容は、以下のとおりである（乙1）。

##### （貸付債権の評価）

204 貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの（以下「貸付金債権等」という。）の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

(1) 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額

(2) 貸付金債権等に係る利息（208《未収法定果実の評価》に定める貸付金等の利子を除く。）の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

##### （貸付金債権等の元本価額の範囲）

205 前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。）

イ 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引停止処分を受けたとき

ロ 会社更生手続の開始の決定があつたとき

ハ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があつたとき

- ニ 会社の整理開始命令があったとき
  - ホ 特別清算の開始命令があったとき
  - ヘ 破産の宣告があったとき
  - ト 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき
- (2) 再生計画認可の決定、整理計画の決定、更生計画の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額
- イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
  - ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額
- (3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

## 2 争点

- (1) 本件更正処分の適法性（具体的には、次の2点である。）

ア 本件相続開始日における本件貸付金Aの価額

イ 本件相続開始日における本件貸付金Bの有無及びその価額

- (2) 本件賦課決定処分の適法性

## 第3 当事者の主張

### 1 争点(1)について

(被告の主張)

- (1) 評価通達について

相続税の課税価額の計算の基礎となる財産の価額については、特別の定めのある場合を除き、当該財産の取得の時における時価によるべきこととされており（相続税法22条）、ここにいう「時価」とは、裁判例上、「当該財産の取得の時における客観的な交換価値をいう」と解されている。そして、対象財産の客観的な交換価値は、必ずしも一義的に確定することができるものではないことから、課税実務においては、評価通達においてあらかじめ財産評価の一般的基準を定め、特別の定めがある場合を除き、この評価通達により定められた画一的な評価方法によって財産の時価の評価をしている。

評価通達は、相続税及び贈与税の課税価額の計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを、財産の種類ごとに詳細に定めたものであり、広く一般に公開されており、対象財産の評価を評価通達に基づき実施することは、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消し、課税実務の迅速な処理を可能にするから、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から見て合理性がある。

したがって、本件貸付金A及び本件貸付金Bの評価は、いずれも評価通達204（貸付金債権の評価）及び同205（貸付金債権等の元本価額の範囲）によるべきである。

- (2) 本件相続開始日における本件貸付金Aの価額について

まず、本件貸付金Aの元本の価額は、評価通達204の定めにより、貸付金の元本の価額と利息の価額の合計額となること、国税不服審判所に対し、①Cが、「被相続人の指示で、毎月、残高試算表を作成しており、本件相続開始日現在のものは作成されていないものの、その後、「15.12.31」及び「16.1.31」と記載されたAの残高試算表（以下「本件残高試算表」という。）を作成するまで、本件貸付金Aの残高に異動はない」旨答述していること、②戊税理士も、本件相続開始日における本件貸付金Aの残高は、Cが作成した本件残高試算表の「短期借入金」の欄に記載されている「250,012,907円」である旨答述していることからみて、本件貸付金Aの元本の価額は2億5001万2907円であると認められる。一方、本件貸付金Aの利息の価額については、Aの平成15年3月期（平成14年4月1日ないし平成15年3月31日）の決算報告書（以下「本件決算報告書」という。）に本件貸付金Aに対する支払利息が計上されていないことからすると、無利息であったとみるのが相当であり、既経過利息は0円であったと認められる。

次に、評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、同205の趣旨及び規定の仕方からして、評価通達205(1)ないし(3)の事由に準ずる場合を指すものであることは明らかであり、これらと同視できる程度に債務者の経営状況等が客観的に破綻していることが明白であって、債権の回収の見込みがないことが客観的に確実であるといえるときであることが必要であるというべきである。

Aは、原告に事業継続の意思がないとして、平成16年1月31日に解散したが、それまでは事業を継続しており、平成12年3月期から平成15年3月期に至るまで、年間約1200万円から約3500万円の売上げを計上し、さらに、本件相続開始日の直前期である平成15年3月期においては約300万円の純利益を計上しており、評価通達205(1)ないし(3)の事由に準ずる事情は存在しない。

したがって、本件相続開始日における本件貸付金Aの価額は、元本の価額と利息の価額との合計額である2億5001万2907円である。

#### (3) 本件相続開始日における本件貸付金Bの有無及びその価額について

本件貸付金Bの元本の価額も、評価通達204の定めにより、貸付金の元本の価額と利息の価額との合計額となること、元本の価額については、Bから被相続人に対し、額面3000万円の約束手形5通（支払期日平成14年11月18日あるいは同月26日）の代わりに、同月24日に、新たに額面3000万円の約束手形5通が振り出されており、かつ、本件相続開始日までにこの約束手形に対しBからの支払があった事実は確認されていない。このことからみて、本件相続開始日において、本件貸付金Bは存在し、その元本の価額は、平成14年11月24日に振り出された約束手形5通の額面合計1億5000万円である。また、利息の価額については、被相続人とBとの間で利息の支払の約束及び被相続人がBに対して利息を要求している事実が確認できないことから無利息であったとみるのが相当であり、既経過利息は0円であると認められる。

そして、Bは、本件相続開始日から約5年経過した時点においても事業を継続していた以上、本件相続開始日において、評価通達205に該当する事由は存しないといえることができる。

したがって、本件相続開始日における本件貸付金Bの価額は、元本の価額と利息の価額との合計額である1億5000万円となる。

#### (4) まとめ

以上によれば、原告の総遺産価額は、修正申告後の総遺産価額5億9148万5063円に、①別表1「その他」の増減差額1億3245万4354円（本件相続開始日における本件貸付金Aの価額2億5001万2907円と申告額1億1755万8553円の差額）、②7500万円（本件相続開始日における本件貸付金Bの価額1億5000万円と申告額7500万円の差額）を加え、これに、③別表1「土地小計」の増減差額142万4291円（土地の評価誤り（過大評価））を差し引いた7億9751万5126円となる。

そうすると、租税法規によって客観的に定まる原告の総遺産価額は7億9751万5126円であり、総遺産価額を7億2251万5126円とした本件更正処分の額を上回るから、本件更正処分は適法である。

(原告の主張)

(1) 評価通達について

相続財産の評価を評価通達に基づき行うべきとの被告の主張は争わない。

(2) 本件相続開始日における本件貸付金Aの価額について

被相続人とAとの間には、Aが顧客に対する貸付金の弁済を受けた場合やAの顧客が破産し、あるいは、顧客から貸付金を回収することが明らかに不可能となった場合には、その金額だけ本件貸付金Aの金額を減額する旨の合意（以下「本件減額合意」という。）が存在していた。

このことは、被相続人が、戊税理士に対し、①平成15年分の申告に際しては、Aの貸付金の半分くらいを不良債権又は他の方法により減額すること、②被相続人からの借入金を半分以下にすることを指示したメモ（以下「本件メモ」という。）が存在することによって裏付けられる。

そして、本件相続開始日におけるAの顧客に対する額面上の融資残高は、合計1億0924万4072円であるが、このうち、Aが顧客から弁済を受けた金額、顧客が破産し、あるいは、顧客から回収することが明らかに不可能となった金額は、合計1億0062万4522円である。したがって、本件減額合意により、本件相続開始日における本件貸付金Aの価額は861万9550円にすぎない。

(3) 本件相続開始日における本件貸付金Bの有無及びその価額について

被相続人がBに対して貸し付けた本件貸付金Bの趣旨は、単純な金銭消費貸借契約ではなく、土地開発に対する「共同出資」の目的であった。すなわち、Bと被相続人との間には、Bが本件貸付金Bで宅地開発を行い、利益が上がれば、本件貸付金Bのほかに、その利益の範囲内で、さらに7500万円を被相続人に対して支払うという合意があったものである。そしてその貸付金元金は7500万円である。Bが、被相続人に対し、合計1億5000万円の手形を振り出してるからといって、宅地開発で利益が上がっていない以上、Bが、被相続人に対し、本件貸付金B（7500万円）のほかに金銭を支払わなければならない義務はない。

しかも、Bの代表者であるD（以下「D」という。）は、被相続人との間で、本件貸付金Bの弁済に代えて、Bが所有する神奈川県足柄下郡所在の8筆の土地（以下「G町の土地」という。）について、その所有権を移転する旨の合意をし、同合意に基づき、Dは、被相続人に対し、平成14年6月26日付けで、同月20日売買を原因とする所有権移転登記をしている。

したがって、本件貸付金Bは、本件相続開始日において、代物弁済により消滅していたものである。

(4) まとめ

以上によれば、租税法規によって客観的に定まる原告の総遺産価額は5億8862万4000円、納付すべき税額1億5244万9200円であり、総遺産価額を7億2251万5126円、納付すべき税額を2億0486万1600円とした本件更正処分の額をいずれも下回る。したがって、本件更正処分は違法であり、上記客観的に定まる原告の総遺産価額及び納付すべき税額を超過する部分は取り消されるべきである。

## 2 争点(2)について

(被告の主張)

本件更正処分は、上記1のとおり適法であるところ、本件更正処分によって原告が納付すべきこととなった税額は5241万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)であり、これに同法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額は524万1000円である。そして、原告には同条4項に規定する正当な理由も認められない。したがって、本件賦課決定処分は、適法である。

(原告の主張)

争う。本件更正処分は、上記1のとおり違法であるから、本件賦課決定処分も違法であり、取り消されるべきである。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 前提(評価通達の合理性について)

相続税法22条は、原則として、相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によることと定めており、ここにいう「時価」とは、客観的な交換価値のことをいい、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額をいうと解される。もっとも、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減の見地から、財産の評価については、統一的な評価方法によることが要請され、また、相続税法22条も、そのような観点から、その評価方法に合理性があり、その評価方法によることが相当ではない特段の事情のない限り、統一的な評価方法によることを許容しているものと解される。

評価通達204及び評価通達205は、貸付金債権等の価額について、元本及び既経過利息の合計額によることとし、その回収が困難であるなどの場合も配慮してその価額を評価する仕組みになっており、かかる評価方法には一般的な合理性を肯定できる。また、本件では、評価通達に基づく評価(原則的取扱い)によらないことが相当であると認められるような特別の事情があるとも認められないから、本件貸付金A及び本件貸付金Bについては、評価通達204及び評価通達205に従ってその価額が評価されるべきである。

### 2 本件相続開始日における本件貸付金Aの価額について

#### (1) 認定事実

前提事実に加え、当事者間に争いのない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実は以下のとおりである。

ア 本件メモの記載内容(甲8の1、弁論の全趣旨)

本件メモには、次のとおりの記載がある。

※戊先生事ム所に前10時の約束の為

朝早く出て9時頃に事ム所へ行く

※戊先生へ14年度の報酬¥400,000払う

他に15年分については調整して払うこととする

又貸付金を半分位いまで不良債権又は他の方法で帳簿の整理すること  
場合によっては社長を甲1人法ム局の手続等もすることを指示する  
いづれにせよ社長借入金等を半分以下にすること

イ 本件決算報告書の記載内容

本件決算報告書において、本件貸付金Aは、短期借入金として2億5301万2907円計上されているが、利息は計上されていない（甲61、乙3、4、弁論の全趣旨）。また、本件決算報告書には、売掛金737万5718円が計上されている（甲61）。

他方、平成15年4月1日から平成16年1月31日までの期間に係るAの法人税の確定申告書に添付された確定決算書には、平成16年1月31日現在のAの短期借入金の金額は2億5001万2907円と記載されており（甲7、弁論の全趣旨）、本件残高試算表にも短期借入金として2億5001万2907円が計上されている（甲7、乙2、弁論の全趣旨）。

ウ 国税不服審判所に対する関係者の答述内容

（ア） Cは、国税不服審判所に対し、本件相続開始日から平成16年1月31日まで、本件貸付金Aの残高に異動はない旨、また、被相続人から、Aの被相続人からの借入金残高を半分程度に減額するよう指示を受けたことはない旨答述した（当事者間に争いが無い）。

（イ） 戊税理士は、国税不服審判所に対し、概ね次のとおり答述した（当事者間に争いが無い）。

昭和50年代からAに関与し、年1回の決算書と法人税の確定申告書の作成のみを行ってきた。

決算書及び確定申告書は、Aの事務員が作成した試算表及び未収金一覧表を基に作成した。

被相続人から、Aの被相続人からの借入金残高を半分程度にするよう依頼されたことはない。資料もなく、被相続人からの借入金を減額できるはずもない。

（ウ） 原告の国税不服審判所に対する審査請求の代理人であったE税理士は、国税不服審判所に対し、本件相続開始日における被相続人のAに対する貸付金残高は2億5001万2907円である旨答述した（甲7、弁論の全趣旨）。

エ Aの決算状況

Aは、平成12年3月期から平成15年3月期に至るまで、年間1200万円から3500万円の売上げを計上し、平成15年3月期においては、約300万円の純利益を計上していた（当事者間に争いが無い）。

オ AにおけるCの職務内容等（前提事実、甲7、56、乙2、弁論の全趣旨）。

Cは、昭和58年4月からAに勤務し、経理事務を担当していた。Cは、被相続人から渡された資料あるいは領収証等の資料がないものは被相続人の口頭による指示に基づいて、Aの出納帳、伝票及び元帳を記帳し、被相続人は、毎日、その記帳内容を確認していた。また、Cは、被相続人の指示で、毎月、残高試算表を作成していた。Cは、本件相続開始日現在の残高試算表は作成していないが、本件残高試算表は作成した。Aの貸付金に係る契約書等については、ほとんど被相続人が作成していた。Cも、被相続人立会のもとで作成することが

あったがその詳細までは把握していない。

Cが作成した本件残高試算表の欄外には、「15. 12. 31」及び「16. 1. 31」と日付印が押されている。

(2) 本件減額合意の有無について

原告は、本件メモから本件減額合意の存在が裏付けられると主張する。

しかし、本件メモは、そもそも被相続人が作成したものかどうかすら、本件証拠上明らかでない上、その作成経過や作成目的等も全く明らかになっていない。仮に、被相続人が作成したものとしても、前記(1)アのおりの本件メモの記載内容に照らすと、本件メモは、被相続人の行動予定を備忘録代わりにメモとして残したものであろうと推測されるが、被相続人自身が本件メモのおりに行動したかどうか不明であり、本件メモの記載内容からは、メモ作成時点で、被相続人にはAに対する貸付金を税務処理上半額以下にしようという考えがあり、そのことを税理士に依頼しようとしていたことまでは推測できても、実際に、その考えを実行して、最終的に本件減額合意にまで至っているとまでいえるものではない。

そもそも、本件減額合意は、被相続人の財産を処分することでAに対して利益を与えるという、税務会計上重要な行為であるといえるから、被相続人及びA双方の税務会計上、本件減額合意がされたことは明確に記録しておく必要性が高いといえることができ、そうであれば、被相続人とAは契約書等を作成するのが自然であると考えられる。しかし、本件ではそうした契約書等が作成された形跡はないから、本件減額合意が最終的に成立したといえるか疑問がある。

また、前記(1)オの認定事実によれば、被相続人は、Cに対し、必要な資料を渡したり口頭による指示をすることにより、出納帳、伝票及び元帳を記帳させ、毎日、その記帳内容を確認しており、時には、CにAの貸付金に係る契約書等を作成させることもあったというのであるから、被相続人とAとの間に、本件減額合意があったのであれば、被相続人が、Cに対し、本件減額合意に関する何かしらの指示をしているのが自然であると考えられる。しかし、欄外の日付の記載から本件相続開始後に作成されたとうかがわれる本件残高試算表に短期借入金2億5001万2907円と記載されていることからすると、被相続人が生前にCに対し、本件減額合意を前提とした指示をしていたとかがわかれず、そのほか本件減額合意を前提とした帳票類が作成された形跡はない。かえって、Cは、国税不服審判所に対し、被相続人から、Aの被相続人からの借入金残高を半分程度に減額するよう指示を受けたことはない答述をしているところ(前記(1)ウ(ア))、このCの答述について、特段、信用性を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、戊税理士も、国税不服審判所に対し、被相続人から、Aの被相続人からの借入金残高を半分程度にするよう依頼されたことはない旨答述をしているところ、原告は、戊税理士に虚偽の答述をする動機があるなどと主張した上、戊税理士が決算書等は未収金一覧表等を基に作成した旨答述しているのに対し(前記(1)ウ(イ))、本件決算報告書には未収金が記載されておらず、原告はこの点を問題視する。しかし、反対証拠の信用性を否定したからといって、当該事実が立証されるわけではないから、戊税理士の供述が信用できないからといって、これによって被相続人からの依頼の事実が認められるわけではない。かえって、戊税理士の答述は、前記Cの答述とも整合している上、戊税理士が昭和50年代からAの税務処理を担当していたことに照らせば、被相続人からの依頼を否定する戊税理士の答述部分は、十分信用することができ、戊税理士に虚偽の答述をする動機があったことをうかがわせる証拠もない。

以上を総合すると、そもそも本件メモだけでは本件減額合意を認めるには不十分である上、本件減額合意を裏付ける契約書や、これを前提とした帳票類が作成された形跡がないことや、本件メモのとおりのおりの被相続人の指示があったとするとC及び戊税理士の各答述内容と矛盾することを合わせて考えると、本件減額合意を認めるには足りず、そのほか、本件減額合意が存在したことを認めるに足りる証拠はない。

(3) そこで、前記(1)の認定事実及び上記(2)で説示したところを前提に、本件相続開始日における本件貸付金Aの元本の価額について検討するに、まず、原告の国税不服審判所に対する審査請求の代理人であったE税理士は、本件相続開始日における被相続人のAに対する貸付金残高は2億5001万2907円であると答述しており(前記(1)ウ(ウ))、この答述の信用性を疑わせる事情は見当たらない。

次いで、Cが本件残高試算表を作成し、その内容を確認した時期は、平成15年12月31日及び平成16年1月31日と推認されるところ、本件残高試算表には、短期借入金2億5001万2907円が計上されている。また、平成15年4月1日から平成16年1月31日までの期間に係るAの法人税の確定申告書に添付された確定決算書にも、平成16年1月31日現在のAの短期借入金の額は2億5001万2907円と記載されている。そして、本件相続開始日から平成16年1月31日までに、本件貸付金Aの残高に異動はないことは、前記(1)ウ(ア)のCの答述から認めることができる。

以上を総合すれば、本件相続開始日における本件貸付金Aの元本の価額は2億5001万2907円であると認めることができる。

一方、本件貸付金Aの利息の価額については、本件決算報告書において、本件貸付金Aに関する利息の記載欄がなく計上されていないことからすると、本件貸付金Aは、無利息であったものと認められる。したがって、本件貸付金Aの既経過利息は0円であると認められる。

#### (4) 小括

以上によれば、本件相続開始日における本件貸付金Aの価額は、評価通達204によって、元本と既経過利息の合計額である2億5001万2907円であると認められる。

なお、Aは、平成16年1月31日に解散し、その後清算手続を終えている(前提事実(1))。しかし、Aは、平成12年3月期から平成15年3月期に至るまで、年間1200万円から3500万円の売上げを計上しており、平成15年3月期においては、約300万円の純利益を計上していたのであり(前記(1)の認定事実エ)、また、本件決算報告書には売掛金737万5718円が計上されていること(同イ)からすれば、本件相続開始日において、Aの経営は順調であったと推認できるのであり、この推認を覆すに足りる証拠はないから、評価通達205に該当する事由があるとはいえない。

### 3 本件相続開始日における本件貸付金Bの有無及びその価額について

(1) 当事者間に争いが無い事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実は以下のとおりである。

ア Dは、異議申立ての審理の際、調査担当者に対し、「B株式会社・乙とのG開発及び手形事件に関する経緯」と題する書面(乙5)を提出した(当事者間に争いが無い)。

同書面には、概ね以下のような内容が記載されている(乙5、弁論の全趣旨)。

(ア) Dは、被相続人と、平成12年3月末から同年4月にかけて、G町の土地の開発について合意に達し、Bは、同人から同月14日、現金で3000万円、同年5月27日、現

金で4500万円の合計7500万円を借り入れ、同人に対し、倍額の合計1億5000万円の手形(額面3000万円の手形5通)を振り出し交付した(共同事業形式)。Dは、資金回収を約2年6か月と見込み、上記手形のうち2通については支払期日を平成14年11月18日とし、3通については支払期日を同月26日とした。

(イ)ところが、上記土地開発は、神奈川県及びG町の条例に抵触し、開発行為の申請に時間がかかり、上記期日までに返済は不可能となった。

被相続人は、Dに対し、平成14年6月20日、G町の土地について、自分に所有権移転登記をしてくれれば、上記手形は返却するとの提案し、Dも、これを了承し、被相続人に対し、同月26日、G町の土地について、所有権移転登記をした。

(ウ) Dは、被相続人に対し、平成14年7月7日、G町の土地の権利証を持参したが、その際、被相続人は、Dに対し、同月7日、「あの土地は鑑定士に見てもらったが、現状では価値がないので、手形は返せない。」と言い、上記手形を返却しなかった。被相続人は、Dに対し、G町の土地について開発の許可が下りるまで、上記手形を交換所に出すことはしないと述べたため、Dは、そこまでいうなら信用しようと考え、被相続人に対し、権利証を手渡した。

(エ) しかし、被相続人は、平成14年11月18日支払期日の手形を交換所に提出し、この結果、合計6000万円の手形が不渡りとなった。Dは、被相続人と相談の上、上記不渡りとなった2通の手形と残り3通の手形を支払期日を延ばした額面3000万円の5通の手形と交換した。

イ 上記調査担当者は、上記のDに対する調査結果を踏まえ、原告に対し、手形の存在について確認したところ、原告は、平成19年1月26日現在も、B振出に係る合計1億5000万円の手形を所持していることを認め、その写しを提出した。その写しによると、約束手形は、額面3000万円のもの5通で、その振出日は、いずれも平成14年11月24日である。また、支払期日は、平成17年3月31日のものが平成19年10月31日に、平成17年4月30日のものが平成19年11月30日に、平成17年5月31日のものが平成19年12月31日に、平成17年6月30日のものが平成20年1月31日にそれぞれ訂正されていた(当事者間に争いが無い。以下、この手形のことを「本件各手形」という。)

ウ G町の土地の登記の内容及び固定資産税評価額

G町の土地については、いずれも、平成14年6月26日付けで、DからF株式会社を介して同月20日売買を原因として、被相続人に対して所有権移転登記がされている。また、G町の土地のうち●●番●●(甲39)以外の土地については、平成12年5月23日付けで、同月22日付け代物弁済を原因とするDから原告に対する条件付所有権移転仮登記(後記根抵当権設定仮登記の被担保債権の不履行を条件とするもの)、同日設定を原因とする、極度額1億8000万円の根抵当権設定仮登記が設定されていた(甲37ないし甲44)。

G町の土地の固定資産税評価額の合計は、102万7017円である(甲36)。

エ 当初申告の内容

原告は、平成16年7月5日に処分行政庁に提出した相続税の申告書第11表(相続税がかかる財産の明細書)において、本件貸付金Bの価額を、被相続人が平成12年4月14日に貸し付けた3000万円と同年5月27日に貸し付けた4500万円の合計7500万円であると申告していた(前提事実(2)ア)。また、原告は、本件貸付金Bの担保物件とし

て、G町の土地等の土地及び本件各手形を記載したが、本件各手形の支払期日は、いずれも前記イの訂正前の支払期日が記載されている（甲1、弁論の全趣旨）。

オ 本件貸付金Bに関する国税不服審判所における原告の説明

（ア）原告は、平成19年6月21日付け補充反論書をもって、次のとおり説明した（乙14の2、弁論の全趣旨）。

本件貸付金Bの価額は7500万円である。

当初振り出した約束手形は、本件貸付金Bの担保として受け取ったものである。

Dによると、Dは、被相続人に対し、本件貸付金Bの弁済に代えてG町の土地を被相続人に提供し、その移転登記が済んだら上記約束手形を返還してもらう約束であったところ、平成14年6月26日受付により移転登記が完了したにもかかわらず、被相続人は上記約束手形を返還しなかった。したがって、被相続人は上記約束手形を所持している正当な権限がなかったものであり、その所有権を喪失していたと解すべきである。

仮に、そのように解することができないとしても、本件貸付金Bについては、G町の土地の代物弁済を受けている以上、本件貸付金Bの適正評価額は、G町の土地の適正評価額を差し引いた残額であると考えるのが道理である。

（イ）次いで、原告は、平成19年8月31日付け追加反論書をもって、次のとおり説明した（乙15の2、弁論の全趣旨）。

本件貸付金Bの価額は7500万円である。

本件貸付金Bは、単なる貸金ではなく、この資金によって宅地開発を行うという共同事業の出資金であり、Bと被相続人との間には、利益が上がれば、1億5000万円を支払うとの合意があった。

本件手形は、この1億5000万円の担保の趣旨であり、具体的には、7500万円が本件貸付金Bの支払を担保する趣旨であり、残りの7500万円が将来発生する開発利益の支払を担保する趣旨であった。

Dは、被相続人に対し、本件貸付金Bの弁済に代えてG町の土地を被相続人に提供し、その移転登記が済んだら本件手形を返還してもらう約束であったと主張しているが、被相続人は、G町の土地の真の所有者がF株式会社代表者Dであるとのメモを残しており、かかるメモの内容からすると、G町の土地を被相続人所有名義に移転登記したのは、譲渡担保の趣旨であったと考えるのが被相続人の意思に合致し、実態に近いと思われる。

（ウ）その後、原告は、平成19年11月16日付け補充反論書をもって、次のとおり説明した（乙16の2、弁論の全趣旨）。

原告とDとの間で、本件貸付金Bは、Dが被相続人に対してG町の土地の所有権を移転するという代物弁済によって消滅していたことが確認された。したがって、DないしBとの関係では、本件貸付金Bは相続財産ではなく、上記代物弁済によって取得したG町の土地のみが相続財産ということになる。

カ 本件貸付金Bについての原告とDとの合意（甲55、乙16の2、弁論の全趣旨）

原告は、国税不服審判所に対する審査請求申立後である平成19年10月23日、Dとの間で、原告が、「本件貸付金Bについて、被相続人がDからG町の土地について所有権移転登記を受けたことにより、全額弁済済みである」とのDの主張を真実であると認め、本件貸付金Bの貸金請求権は、被相続人の生前に弁済によって消滅したことを確認する旨の合意

(以下「本件確認合意」という。)をした。そして、原告は、本件確認合意に基づき、本件各手形をDに返還した。

## (2) 検討

ア まず、被相続人のBに対する当初の貸付金の金額について検討するに、Dが被相続人に対して、合計1億5000万円の手形を振り出していることや、前記(1)ウのとおり、G町の土地について、●●番●●の土地を除き、極度額1億8000万円の根抵当権設定仮登記がされていることに照らして、本件貸付金Bの金額が上記手形の額面合計額である1億5000万円であった可能性について検討する必要がある。

しかし、前記(1)ア記載の「B株式会社・乙とのG開発及び手形事件に関する経緯」と題する書面(乙5)の内容のとおり、本件貸付金Bが上記G町の土地開発に関して生じたものであることについては、これに反する証拠がないから、概ね、Dが同書面で記述するような経緯で貸し付けられたものとうかがえるところ、その後開発行為が順調に進まなかったことに照らしても、もともとリスクの大きい貸付けであり、開発の進展次第では追加融資の可能性があったこともうかがえるから、予め、実際の貸付金額よりも過大な額面の手形を受領したり、過大な極度額の根抵当権を設定することも、不合理ではないと思われる。また、本件貸付金Bが7500万円としても極めて高額であるのに、後述のように利息の合意をうかがわせる証拠がないことに照らすと、開発行為が成功して利益が上がったときは、何らかの報酬を支払う約束があったことも考えられ、その将来の報酬分も含めて約束手形が交付された可能性もある。そうすると、実際の借入金額について、上記書面(乙5)に反する証拠もないから、Dが同書面で記述するとおり、被相続人は、Bに対して、現金合計7500万円を貸し付けたことが認められるのみであり、その金額を超えて元本を貸し付けたことを認めるに足りる証拠がない。

イ 次に、原告は、本件貸付金Bの支払に代えて、G町の土地の所有権を被相続人に移転することを内容とする被相続人とBとの間の代物弁済の合意(以下「本件代物弁済の合意」という。)により、本件貸付金Bは、本件相続開始日において消滅している旨主張するので、この点について、検討する。

これについて、原告の主張に沿う事実としては、前記(1)ウのとおり、G町の土地については、いずれも、平成14年6月26日付けで、DからF株式会社を介して同月20日売買を原因として、被相続人に対して所有権移転登記がされているほか、前記(1)カのとおり、原告とDとの間で当該事実を確認する旨の本件確認合意がされた上、本件各手形が返還されていることが挙げられる。

しかし、前記(1)ウのとおり、平成15年度のG町の土地の固定資産税評価額の合計は、102万7017円であり、本件貸付金Bの元本の価額7500万円とは、およそかけ離れた金額であるといえる。G町の土地も、開発後は評価額が相当程度上昇するであろうことは推認できるものの、被相続人が、DからG町の土地の所有権移転登記手続を受けた時点では、開発計画が予定どおりに進行する十分な見通しが立っていなかったことを考慮すると、被相続人が、Dとの間で、本件代物弁済の合意をするとは、およそ考え難く、不自然である。

また、本件代物弁済の合意に基づきBの被相続人に対する債務が消滅したというなら、速やかに本件各手形がBに返還されていてしかるべきところ、前記(1)イのとおり本件各手形が本件相続開始前に返還されていなかったばかりか、本件相続開始後に支払期日が訂正され

ているところ、これは支払期日を延長するためにされたものとうかがわれるものであり、本件代物弁済の合意に基づき貸付金債権が消滅していなかったことを前提とするものであるから、これらの証拠は、本件代物弁済の合意がされたこととは、明らかに矛盾する。

さらに、前記(1)エのとおり、原告は、当初申告に係る相続税の申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）に、本件貸付金Bの価額を7500万円、担保物件としてG町の土地等を記載しており、原告は、本件相続開始日後も、当初申告時（平成16年7月5日）はもとより、国税不服審判所へ審査請求を申し立てるまでは、本件貸付金Bが存在していることを前提に行動していたものといえることができる。そして、国税不服審判所における原告の本件貸付金Bに関する説明内容が変遷していることは明らかであり、原告は、本件確認合意をするまでは、本件貸付金Bが代物弁済によって消滅しているとの認識を有していなかったことがうかがえる。

加えて、Bにとっては、本件代物弁済の合意に基づき、本件貸付金Bの支払義務がなくなるとすると、当該合意があった旨「B株式会社・乙とのG開発及び手形事件に関する経緯」と題する書面（乙5）に明確に記載してもよさそうなものである。しかし、上記書面には、本件代物弁済の合意に関する記載はなく、また、本件貸付金Bが存在しない旨の記載もない。

本件確認合意は、原告が本件貸付金Bの金額を争うようになってから、事後的にされたもので、その信用性自体が高いものとはいえない上、仮に当該合意書作成時点で、原告とDとの間に代物弁済の合意が成立したとしても、本件相続開始時点で既に被相続人とBとの間で代物弁済の合意が成立していたということとはできない。

ウ 以上、検討したところによれば、本件代物弁済の合意がされたとすると、本件各手形が返還されていなかったことなどの客観的事実に明らかに反するから、本件代物弁済の合意が成立したとは認められず、そのほか本件相続開始時において、本件代物弁済の合意が成立していたことを認めるに足りる証拠がない。

なお、仮に、G町の土地の譲渡が、本件貸付金Bの全額についての代物弁済の効果がなかったとしても、一部弁済の趣旨でされた可能性があるかについても検討するに、前記のとおり、G町の土地の評価が貸付金の金額に比べて圧倒的に低いこと、被相続人とBとの間で、これによる貸付金額の精算についての合意がされたことをうかがわせる証拠はなく、本件各手形の一部でも返還されていないこと、原告自身、当初申告に係る相続税の申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）に、本件貸付金Bの価額を7500万円、担保物件としてG町の土地等を記載していることを総合すると、G町の土地の譲渡は、譲渡担保としてされたものと認められ、当初の元本の一部の代物弁済にもならないと認められる。

エ したがって、本件相続開始日における本件貸付金Bの元本の価額は、7500万円であると認められる。

また、本件貸付金Bについて利息の存在をうかがわせるような事情はないから、本件貸付金Bは無利息であったものと認めるのが相当である。したがって、本件貸付金Bの既経過利息は0円と認める。

### (3) 小括

以上によれば、本件相続開始日における本件貸付金Bの価額は、評価通達204によって、元本と既経過利息の合計額である7500万円であると認められる。なお、Bについて、評価通達205に該当するような事由があると認めるに足りる証拠はない。

#### 4 争点(1) (本件更正処分の適法性) について

本件貸付金A及び本件貸付金B以外の本件更正処分に係る相続財産の評価については、争いが  
ないから、原告の総遺産価額は、平成18年2月13日の修正申告後の総遺産価額5億9148  
万5063円に、①別表1「その他」の増減差額1億3245万4354円(本件相続開始日に  
おける被相続人のAに対する本件貸付金Aの価額2億5001万2907円と申告額1億17  
55万8553円の差額)から、②別表1「土地小計」の増減差額142万4291円(土地の  
評価誤り(過大評価))を差し引いた7億2551万5126円となり、本件更正処分が認定し  
た原告の総遺産価額と同額になる。

したがって、本件更正処分は適法である。

#### 5 争点(2) (本件賦課決定処分の適法性) について

本件更正処分は、上記4のとおり適法であるところ、同処分によって原告が納付すべきことと  
なった税額は、別紙更正処分等経緯一覧表④修正申告と⑥更正処分等の納付すべき相続税額欄の  
差額である5241万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を  
切り捨てた後のもの。)であり、これを基礎として、これに国税通則法65条1項の規定により  
100分の10の割合を乗じて算出した価額は、524万1000円であって、同条4項に規定  
する正当な理由を認めるに足りる証拠もない。

したがって、これと同額の本件賦課決定処分は適法である。

#### 6 結論

よって、本件更正処分及び本件賦課決定処分はいずれも適法であり、原告の請求には理由がな  
いから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福島地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 松谷 佳樹

裁判官 金谷 和彦

裁判官 渡邊 充昭

## 別紙

## 更正処分等経緯一覧表

(単位：円)

区分	年月日	総遺産価額	課税価額	納付すべき相続税額	過少申告加算税
①申告	16. 7. 5	567, 170, 017	564, 309, 000	148, 455, 200	—
②更正の請求	17. 4. 20	564, 449, 640	561, 588, 000	141, 634, 800	—
③減額更正	17. 5. 10	564, 449, 640	561, 588, 000	141, 634, 800	—
④修正申告	18. 2. 13	591, 485, 063	588, 624, 000	152, 449, 200	—
⑤過少申告加算税 の賦課決定処分	18. 2. 16	—	—	—	1, 081, 000
⑥更正処分等	18. 10. 20	722, 515, 126	719, 654, 000	204, 861, 600	5, 241, 000
⑦異議申立て	18. 12. 19	上記⑥の処分の取消を求めるもの			
⑧異議決定	19. 3. 15	792, 657, 198	789, 796, 000	232, 917, 600	5, 241, 000
⑨審査請求	19. 4. 16	上記⑥の処分の取消を求めるもの			
⑩審査裁決認定額	20. 4. 1	797, 515, 126	794, 654, 000	234, 861, 600	5, 241, 000

(注) 1 「⑧異議決定」の額が「⑥更正処分等」の額を上回っている(「過少申告加算税」欄を除く。)が、異議決定においては、異議申立人に不利益に当該処分を変更することができないことから、納付すべき税額は「⑥更正処分等」の額と同額となる。

(注) 2 「⑩審査裁決認定額」の額が「⑥更正処分等」の額を上回っている(「過少申告加算税」欄を除く。)が、審査裁決においては、審査請求人に不利益に当該処分を変更することができないことから、納付すべき税額は「⑥更正処分等」の額と同額となる。

## 別表 1

## 更正処分の内訳

種類	所在場所	利用区分等	面積		評価額			是正内容等
			申告 m <sup>2</sup>	原処分 m <sup>2</sup>	申告 円	原処分 円	増減差額 円	
土地A	いわき市	宅地	270.62	270.62	7,780,216	3,890,108	-3,890,108	建築規制に係る評価誤りの是正
土地B	いわき市	宅地	507.00	507.36	16,437,451	16,293,359	-144,092	側方路線影響加算に係る評価誤りの是正
土地C	いわき市	宅地	253.84	254.57	10,737,380	11,241,811	504,431	不整形地補正に係る評価誤りの是正
土地D	いわき市	雑種地	65.00	65.00	3,398,980	3,328,325	-70,655	奥行価格補正に係る評価誤りの是正
土地E	いわき市	畑	128.00	128.00	116,363	2,292,496	2,176,133	市街地農地に係る評価誤りの是正
土地小計			1,224.46	1,225.55	38,470,390	37,046,099	-1,424,291	
その他	株式会社A	貸付金			117,558,553	250,012,907	132,454,354	貸付金債権に係る評価誤りの是正
合計					156,028,943	287,059,006	131,030,063	

別表 2

## 土地の評価明細書

A	所在地番	計算根拠
		(固定資産税評価額) × (乗ずる倍率)
	地目	7,072,924円 × 1.1倍 = 7,780,216円
	宅地	(自用地の評価額) × (建築規制に係る減額割合)
	地積 270.62㎡	7,780,216円 × 0.5 = 3,890,108円
B	所在地番	計算根拠
		(正面路線価) + (側方路線価 × 奥行価格補正率 × 側方路線影響加算率)
	地目	30,800円 + (26,290円 × 1.00 × 0.05) = 32,114円
	雑種地	(自用地の1㎡当たりの価額) × (地積)
	地積 507.36㎡	32,114円 × 507.36㎡ = 16,293,359円
C	所在地番	計算根拠
		(1㎡当たりの固定資産税評価額) × (乗ずる倍率)
	地目	36,800円 × 1.2倍 = 44,160円
	宅地	(自用地の1㎡当たりの価額) × (地積)
	地積 254.57㎡	44,160円 × 254.57㎡ = 11,241,811円
D	所在地番	計算根拠
		(正面路線価) × (奥行価格補正率)
	地目	53,900円 × 0.95 = 51,205円
	雑種地	(自用地の1㎡当たりの価額) × (地積)
	地積 65.00㎡	51,205円 × 65.00㎡ = 3,328,325円
E	所在地番	計算根拠
		(固定資産税評価額) × (乗ずる倍率)
	地目	2,640,137円 × 1.1倍 = 2,904,150円
	畑	(自用地の評価額) - (造成費の価額)
	地積 128.00㎡	2,904,150円 - 115,200円 = 2,788,950円
	セットバックの地積	(造成費控除後の自用地の評価額) - (造成費控除後の自用地の評価額) × (セットバック割合) × (減額割合)
	32.55㎡	2,788,950円 - (2,788,950円 × 0.254296875 × 0.7)
	総地積に占めるセットバックの地積の割合 0.254296875	= 2,292,496円